

第60回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 資料

1. 平成28年度のごみ量等について	1
2. ごみ減量施策(生ごみ減量)の実施状況について	3
3. 平成29年度のごみ減量施策について	8
4. その他	11

1. 平成28年度のごみ量等について

(1) 平成28年度ごみ収集量(平成29年12月収集分まで)

焼却処理する普通ごみ及び事業系ごみはともに減量が進んでいるが、分別品目についても減っていることから、排出量全体が減量傾向となっている。

(単位:トン)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12月までの 累計	
家庭系ごみ	普通ごみ	27年度	28,943	28,497	28,282	28,959	27,144	27,479	27,930	27,130	32,770	27,615	25,634	28,546	257,134
		28年度	28,193	29,401	26,952	26,939	27,890	26,638	27,001	27,282	31,090				251,386
		対前年比(%)	97.4	103.2	95.3	93.0	102.7	96.9	96.7	100.6	94.9				97.8
	資源ごみ	27年度	1,906	2,051	2,189	2,266	2,355	2,148	1,991	1,818	2,094	1,974	1,819	1,957	18,818
		28年度	1,878	2,146	2,017	2,117	2,432	2,093	1,952	1,870	2,035				18,540
		対前年比(%)	98.5	104.6	92.1	93.4	103.3	97.4	98.0	102.9	97.2				98.5
	容器包装 プラスチック	27年度	1,706	1,699	1,674	1,804	1,644	1,619	1,716	1,549	1,758	1,673	1,544	1,683	15,169
		28年度	1,660	1,649	1,623	1,595	1,598	1,632	1,530	1,565	1,799				14,651
		対前年比(%)	97.3	97.1	97.0	88.4	97.2	100.8	89.2	101.0	102.3				96.6
	古紙・衣類	27年度	1,645	1,526	1,265	1,343	1,239	1,232	1,315	1,262	1,864	1,282	1,126	1,390	12,691
		28年度	1,419	1,388	1,198	1,207	1,223	1,174	1,184	1,192	1,719				11,704
		対前年比(%)	86.3	91.0	94.7	89.9	98.7	95.3	90.0	94.5	92.2				92.2
	粗大ごみ	27年度	1,210	1,194	1,163	1,139	1,091	1,047	1,174	1,038	1,416	835	900	1,176	10,472
		28年度	1,232	1,176	1,161	1,146	1,149	1,015	1,132	1,182	1,496				10,689
		対前年比(%)	101.8	98.5	99.8	100.6	105.3	96.9	96.4	113.9	105.6				102.1
	合計	27年度	35,410	34,967	34,573	35,511	33,473	33,525	34,126	32,797	39,902	33,379	31,023	34,752	314,284
		28年度	34,382	35,760	32,951	33,004	34,292	32,552	32,799	33,091	38,139				306,970
		対前年比(%)	97.1	102.3	95.3	92.9	102.4	97.1	96.1	100.9	95.6				97.7
	事業系ごみ	27年度	46,356	45,679	45,343	47,950	46,248	44,723	46,159	45,678	51,735	43,058	41,030	45,101	419,871
		28年度	44,306	45,048	44,648	45,954	45,413	43,933	45,277	43,666	49,409				407,654
		対前年比(%)	95.6	98.6	98.5	95.8	98.2	98.2	98.1	95.6	95.5				97.1
合計	27年度	81,766	80,646	79,916	83,461	79,721	78,248	80,285	78,475	91,637	76,437	72,053	79,853	734,155	
	28年度	78,688	80,808	77,599	78,958	79,705	76,485	78,076	76,757	87,548				714,624	
	対前年比(%)	96.2	100.2	97.1	94.6	100.0	97.7	97.2	97.8	95.5				97.3	

1. 平成28年度のごみ量等について

(2) 平成28年度家庭系ごみ組成分析調査(速報値)

市内6か所の地域において、家庭系ごみ(普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類)の組成実態を把握するとともに、分別排出状況を把握するために毎年度実施している。

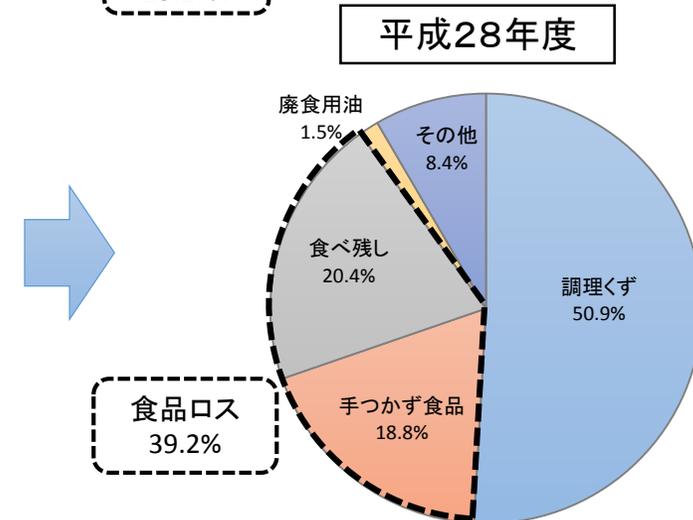
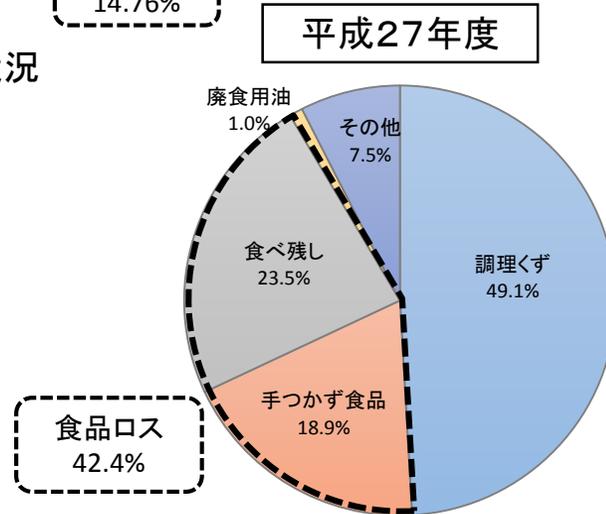
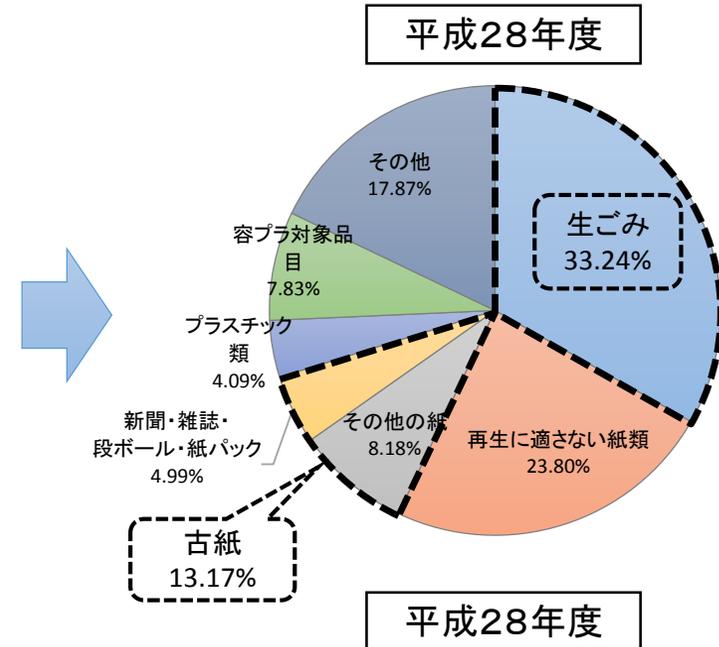
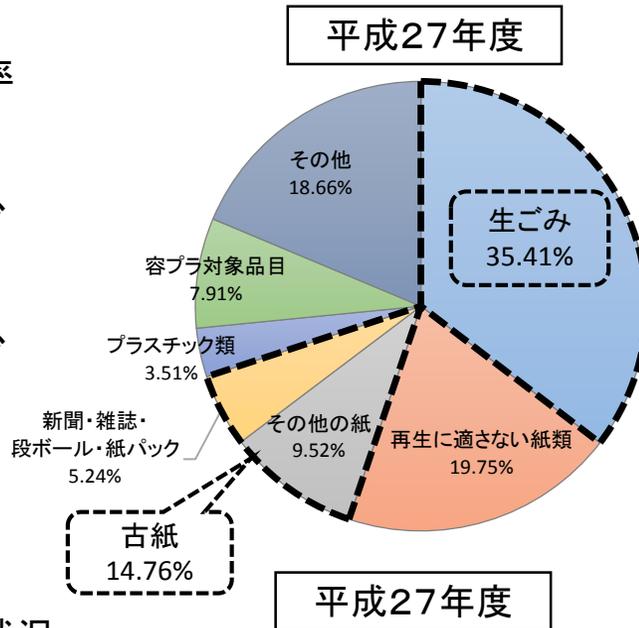
○ 家庭系ごみのうち普通ごみの組成率

・「生ごみ」の割合
35.41% → 33.24%に減少

・「古紙」の割合
14.76% → 13.17%に減少

○ 普通ごみに含まれる生ごみの排出状況

・「食品ロス」の割合
42.4% → 39.2%に減少



2. ごみ減量施策(生ごみ減量)の実施状況について

(1) 家庭から排出される生ごみの減量

「ごみ減量アクションプラン」を用いた説明会の開催

○廃棄物減量等推進員委嘱式において今後のごみ減量施策の重要課題として「生ごみ減量」を説明

さまざまな媒体を活用した広報を実施

○大阪市ホームページにおいて、食品ロスに関する情報や市民に取り組んでいただきたい情報を掲載

タイトル: 「もったいない!!～食品ロスの削減に取り組みましょう」「生ごみ3きり運動にご協力をお願いします」
「よく見かける賞味期限と消費期限の違いってなあに」「30・10(さんまるいちまる)運動で残さず食べましょう！」

○ごみ分別アプリにおいて、ごみ量の増える年末(12月)には週替わりで食品ロス削減に関する情報を配信

タイトル: 「もったいない!!～食品ロスの削減に取り組みましょう」「30・10(さんまるいちまる)運動で残さず食べましょう!」、
「知っていますか?賞味期限と消費期限の考え方」「年末年始のお家でできる食品ロス削減」

○その他

大阪市フェイスブック、市役所本庁舎テレビモニター(10月下半期)、映画タイアップポスター掲示(12月、地下鉄掲示板は12月下半期)、など

○広報媒体には食品ロス削減国民運動ロゴマーク「ろすのん」を活用

食品ロス削減国民運動とは

消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が連携し、事業者と家庭双方における食品ロス削減を目指して官民をあげて展開する国民運動



2. ごみ減量施策(生ごみ減量)の実施状況について

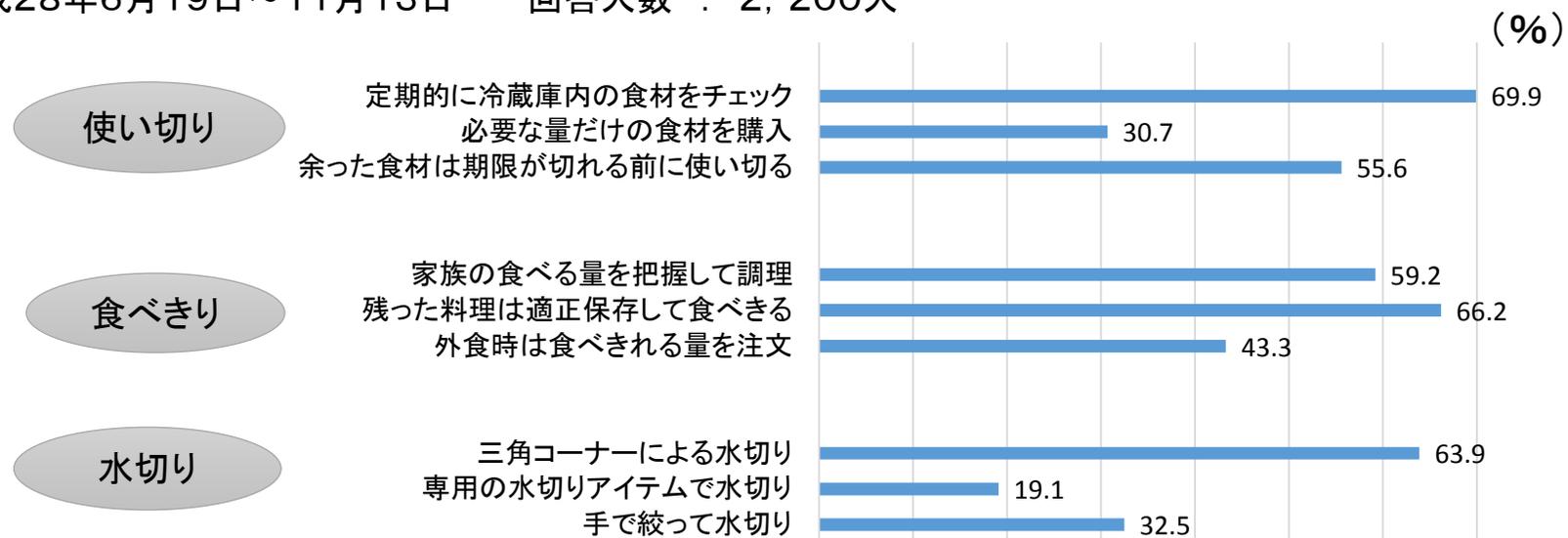
各種イベントを通じた普及啓発を実施

- 本市栄養士と連携し、食育展において啓発活動を実施
6区(此花区、天王寺区、浪速区、東成区、鶴見区、平野区)
- エコ・クッキングの開催
9区(中央区、西区、港区、大正区、浪速区、東成区、鶴見区、平野区、西成区)
- 各区区民まつり、マイバッグキャンペーン、その他地域イベントにおいて啓発活動を実施

区民まつりにおいて食品ロスに関するアンケートを実施

「生ごみ3きり運動」について、ご家庭で実践していることを区民まつり来場者にアンケート調査

実施期間：平成28年6月19日～11月13日 回答人数：2,200人



2. ごみ減量施策(生ごみ減量)の実施状況について

(2) 事業所から排出される生ごみの減量

食品リサイクル法の趣旨、内容の普及啓発

○食品廃棄物多量排出事業者に対する啓発・指導

- ・特定建築物への立入りの際、法の趣旨説明、リサイクルの促進を働きかけ(立入件数 2,500件)
- ・事業系ごみ減量セミナーおよび特定建築物の廃棄物管理責任者講習会において、食品廃棄物の削減をテーマの1つとして講習を実施
(参加人数 2,300人)

○さまざまな媒体を活用した広報を実施

- ・大阪市ホームページ「食品リサイクル法」のページをリニューアルし、新たに「食品ロスを減らすために、事業者のみなさんができること」を掲載
- ・事業者向けチラシ「食品ロスをもったいない！」(別添参照)を作成
(主な配布先:特定建築物廃棄物管理責任者講習会受講者、大阪外食産業協会加盟店舗 など 配布数:9,000部)

飲食店における食品ロス削減促進の検討

- 「食品ロス削減に取り組む飲食店の認定制度」を実施している自治体への聞き取り調査など、飲食店における食品ロス削減促進策の調査を実施
(京都市:「食べ残しゼロ推進店」認定制度)
- 「食品ロス削減に取り組む飲食店の認定制度」の導入に向けて、関連団体へ協力を依頼

再生利用業指定制度の拡充

- 平成28年4月より、一般廃棄物のさらなる減量並びにCO2削減の見地から、現在、焼却処理している一般廃棄物でリサイクル可能な「木くず(剪定枝に限る)」、「動植物性残渣(魚類の固形状粗を除く)」、「廃油(廃食用油に限る)」を新たに一般廃棄物再生利用業の取り扱う廃棄物の種類に加えた。
- 動植物性残さの再生輸送業、再生活用業の新規指定(2月末時点の新規指定件数 2件)

2. ごみ減量施策(生ごみ減量)の実施状況について

(3) 大阪市役所における取組の推進

「食べきり行動」の推進

○「30・10(さんまるいちまる)運動」の推進

食品ロス削減に取り組む自治体として、まず本市職員が率先して会食・宴会時の食べきり「30・10(さんまるいちまる)運動」を進めている。

○市役所本庁舎食堂にテーブルトップを設置

平成28年12月から平成29年1月の2か月間、本庁舎食堂に食べ残し削減を呼びかけるテーブルトップを設置した。

食べもののもったいない話

●日本でもまだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」の量は年間約632万トン！
(農林水産省の「食料・農業・農村政策調査報告書」)

●これは、世界全体の食品供給量の約2倍で、日本の食用の食料の量に匹敵します。

●国民1人あたり、毎日、おおよそ茶碗1杯分(約136g)の食品を無駄にしていることとなります。

みなさん一人ひとりが「もったいない」を意識して、できることから始めましょう。

大阪市民環境局

できることから始めよう①

お昼ごはんの時には

- 注文するときには、食べられる分だけ注文しましょう。
- 注文した料理は残さず食べましょう。
- 食べものを無駄にしないよう、今日から、できることから始めてみましょう。

「食べられる分だけ注文」して「残さず食べましょう」

大阪市民環境局

できることから始めよう②

会食・宴会の時には

宴会の食べ残し量は、ランチ・定食の5倍！

- 注文するときには、食べられる量を注文し、食べられないものは先に伝えておきましょう。
- 乾杯後の30分間は、席に着いて、お料理を楽しみましょう。
- お開きの10分間は席に戻り、お料理を残さず食べましょう。

『30・10(さんまるいちまる)運動』で残さず食べましょう。

大阪市民環境局



環境局から大阪市職員のみなさんへお願い

忘年会・新年会のシーズンです

『30・10(さんまるいちまる)運動』で残さず食べましょう！！

～食べものの無駄をなくしましょう～

手つかずのまま捨てられている食品や食べ残しといった「食品ロス」。その量は、日本全体で年間約632万トン。一人あたり毎日お茶碗1杯分の食品を無駄にしているのです。



大阪市民環境局のみなさん一人ひとりが、できることから始めてみませんか

～ 宴会の食べ残し量は、ランチ・定食の5倍です ～

忘年会・新年会は

『30・10(さんまるいちまる)運動』で残さず食べましょう！！

1. 注文するときは、食べられる量を注文しましょう。食べられないものは、先に伝えておきましょう。
2. 乾杯後30分間は、席に着いて、お料理を楽しみましょう。
3. お開きの10分間は席に戻り、お料理を残さず食べましょう。

～宴会幹事のみなさんへお願い～

＜お席の予約をするときには、食べられる量の注文をお願いします。＞

※参加者の年齢層や男女比、食べられないものなどを伝えて、食べられる量のお料理を出してもらうようにしてください。

＜宴会開始時とお開きの10分間は、次のようなアナウンスで食べきりの働きかけをお願いします。＞

(開始時)「本日は、おいしいお料理を充分にご用意しました。お前に回るまでに、30分間は席に着いて、お料理を楽しみましょう。」

(10分前)「残もなくてお開きとなりますが、テーブルの上には、まだまだお料理が残っています。今一度、お席にお戻り頂き、お料理をお楽しみください。」

年末年始のお家でできる「食品ロス」削減

「必要な量だけ購入」して「食べきる」ことがポイントです。

- ・買い物の前に冷蔵庫の中をチェックして、使いきれず、必要な分だけを買きましょう。
- ・食材は正しく保存し、消費期限切れ前に使い切りましょう。
- ・家族が食べられる量を把握し、作りすぎないようにしましょう。
- ・余ったおかずはアレンジして食べきりましょう。

みなさんのご協力をお願いします。

環境局総務部企画課

2. ごみ減量施策(生ごみ減量)の実施状況について

(3) 大阪市役所における取組の推進

「食品ロス削減」の意識向上

○本市職員を対象として食品ロスに関する意識および取組み状況についてアンケートを実施

実施期間：平成29年1月27日～2月16日 回答人数：4,235人

- ・職員全体として食品ロスを「意識しながら取組むべき問題」と認識しており、9割以上が日常生活の中で「食べものを無駄にしないこと」を意識し、食べものを無駄にしないために何らかの行動をしていることが分かった。
- ・しかし、日常生活の中で「食べものを無駄にしていると感じることがある」と回答した職員が約8割おり、職場の会食・宴会では「食べ残すことがある」と回答した職員が約7割であった。
- ・「30・10(さんまるいちまる)運動」については約半数が実践したことがあると回答し、「残さず食べよう」の声かけをすることで85%の職員が「食べきりを実践できる」との回答であった。

事業所から排出される生ごみ減量

○消滅型生ごみ処理器「キエーロ」の試験導入を開始

3か所の環境局環境事業センターに生ごみ処理器「キエーロ」を設置し、事務所から排出される食べ残しなどの生ごみを使用して、減量効果等を調査するため試験的に導入した。

キエーロとは

土の中に生ごみを入れると、約1～2週間で土中の微生物が生ごみを分解する消滅型生ごみ処理器



3. 平成29年度のごみ減量施策について

(1) 古紙・衣類の持ち去り行為等の規制について

コミュニティ回収等の推進を図るとともに、本市の一般廃棄物処理責任を果たすため、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を一部改正し、古紙・衣類の持ち去り行為及び持ち去られた古紙等の譲受け行為を規制する。

(平成29年3月の大阪市議会本会議において議決予定)

●資源集団回収団体数とコミュニティ回収活動団体数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資源集団回収	3,012	3,022	3,013 (12月末時点)
コミュニティ回収	1	10	21 (1月末時点)
	11月開始(1団体)	7月開始(1団体) 8月開始(3団体) 9月開始(2団体) 10月開始(2団体) 1月開始(1団体)	4月開始(2団体) 6月開始(1団体) 7月開始(1団体) 9月開始(2団体) 10月開始(3団体) 11月開始(1団体) 1月開始(1団体)

条例骨子

1. 規制内容

区分	本市収集	コミュニティ回収等
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●本市以外の者 ●本市から委託を受けた者以外の者 	●活動を実施する団体から委託を受けた者以外の者
対象物	本市が定める、古紙・衣類	
対象場所	●本市が定めた収集方法により収集されるために排出された場所	●活動を実施する団体が同活動のために収集等をする場所として市長に届出した場所
対象行為	収集、運搬又は保管	

3. 平成29年度のごみ減量施策について

(1) 古紙・衣類の持ち去り行為等の規制について

2. 収集・運搬・譲受け等の規制

古紙・衣類に関する収集等の規制を定め、その規制に基づく違反者に対して、古紙・衣類の収集等を中止すること、また収集等を行わないことを命じることができる。

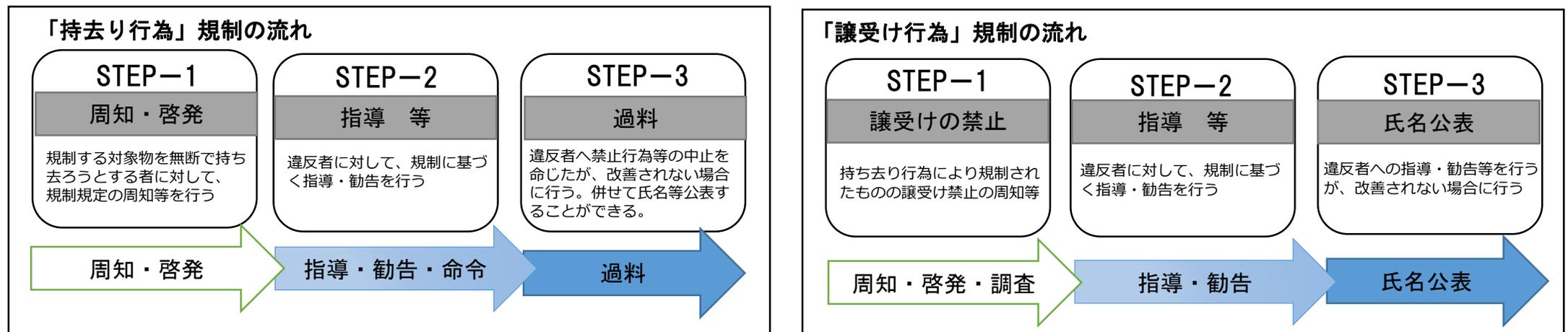
また、持ち去り行為を行う者は、古紙を売却して利益を得るために持ち去っていることから、経済的な側面から実効性を上げるために、持ち去られた古紙等を譲り受けることも規制する。

3. 罰則・氏名公表

規定に違反した者には、5万円以下の過料を科す。また、その違反者が従業者等の場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同様の過料を科す。併せて、違反した者の氏名又は名称等を公表することができる。

また、持ち去られた古紙等を譲り受けた者の、氏名又は名称等を公表することができる。

規制の流れ



施行日

平成29年4月1日（ただし、「譲受け行為に対する指導等」及び「過料」に関する規定については10月1日から施行）

3. 平成29年度のごみ減量施策について

(2) スプレー缶、カセットボンベの分別収集

本市では、スプレー缶等の排出については、車両火災を防ぐ観点から「使い切り、火の気のない風通しのよい場所で穴をあけて」普通ごみとして出すように周知している。

そのような中、一昨年、札幌市において、市民によるスプレー缶の穴あけ時の死亡事故が発生するとともに、昨年末には、本市においても爆発事故が2件相次いで発生していることから、本市におけるスプレー缶等の取扱いについて、次のように変更する。

	これまで	変更後
排出方法	「使い切り、火の気のない風通しのよい場所で穴をあけてお出してください。」	「必ず使い切り、穴をあけずにお出してください。」
収集方法	普通ごみ収集 (普通ごみの中に混合して出す)	資源ごみ収集 (スプレー缶等のみ別の中身の見える袋に入れて出す)
処理方法	焼却工場において焼却処理	民間資源化施設において資源化

家庭系ごみでの排出推定量(平成27年度組成分析より) : 年間約1,100トン

変更時期 : 平成29年4月下旬から

4. その他

ごみ収集輸送事業の効率化の方向性

1 経過

- 平成25年4月 「経営形態の変更に係る方針(案)」(民間出資による新会社を設立し職員を転籍)を策定
- 平成26年5月 すべての環境事業センターの民間化にかかる補正予算案の修正削除
※市会から一度に全体の民間委託化を進めることによる市民サービスへの影響など各種の懸念が示された。
- 平成26年9月 2か所の環境事業センターの民間化にかかる補正予算案の全額削除
- 平成27年4月 北部環境事業センター管内(北区・都島区)の資源ごみ・容器包装プラスチック、古紙・衣類収集運搬業務を民間委託化
- 平成28年4月 北部環境事業センター管内の普通ごみ収集及び、西部環境事業センター管内(西区・港区・大正区)の古紙・衣類収集を民間委託化
- 平成29年4月 西部環境事業センター管内(西区・港区・大正区)の資源ごみ・容器包装プラスチック収集に民間委託の範囲を拡大予定

2 検討の方向性

前提
条件

- ① 独自収益がない(全額税負担で賄っている)
- ② 転籍を伴う民間化については、消費税の影響を上回る効率化が必要
- ③ 消費税の影響を受けない形態での効率化実現が最適



3つの前提条件を踏まえて
改革の方向性を検討

3 今後の対応

- ① 平成29年度においても継続される早期退職特例制度等により、早期退職者数の拡大を図る。
- ② 平成31年度までの3年間の改革目標を掲げた「改革プラン(仮称)」を策定し、作業等の見直しなどによる徹底した効率化を実行し、更なる経費削減を図るとともに、市民サービスの向上をめざす。
- ③ ①・②により、転籍を伴う民間化で期待される効果以上の税負担の軽減を図る。